千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

1 評価機関

名　　称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所　在　地	〒273-0137　千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	平成25年8月12日　～　平成25年11月22日

2　受審事業者情報

（1）基本情報

名　　称 （フリガナ）	野田市立　尾崎保育所 ノダシリツ　オサキホイクショ		
所　在　地	〒270-0235 千葉県野田市尾崎1714		
交 通 手 段	東武野田線　川間駅より車で5分（徒歩25分）		
電　　話	04-7129-2009	ＦＡＸ	04-7129-2066
ホームページ	http://www.nihonhoiku.co.jp/facilities/hoikuen/osaki/index.html		
経 営 法 人	株式会社　日本保育サービス		
開設年月日	昭和51年4月1日		
指定管理移行年月日	平成19年4月1日		
併設しているサービス	なし		

（2）サービス内容

対象地域		千葉県野田市						
定員と実数	年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	定員	12	18	30	30	30	30	150
	実数	9	24	30	30	31	28	152
敷地面積		573.04㎡			保育面積			372.57㎡
保育内容		○0歳児保育		○障害児保育		○延長保育		夜間保育
		○休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援
健康管理		健康管理マニュアルに沿って実施						
食事		朝おやつ（乳児）、昼食、おやつ、補食・夕食（延長保育）						
利用時間		月～土　7：00～20：00　　日・祝　7：00～18：00						
休　　日		12/29～1/3						
地域との交流		高齢者・小学生・高校生交流、中学生・高校生職場体験、 園だより地域回覧(毎月)						
保護者会活動		保護者会（月1回）、運営協議会（年2回）、行事の手伝い、 アンケート調査など						

（3）職員（スタッフ）体制

職　　員	常勤職員	非常勤、その他	合　計	備　考
	19	15	34	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	その他は交通安全指導員（シルバー人材センターより派遣）
	25	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		4	2	

（4）サービス利用のための情報

利用申込方法	認可保育所の為、野田市役所に申し込みをします。 ＜問い合わせ先＞野田市児童家庭部 保育課保育係 電話：04-7125-1111　内線：2175 、2149 月～金(祝日・年末年始は除く）8：30～17：15	
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝日・年末年始は除く）　8時30分～17時15分	
申請時注意事項	保護者が仕事や病気などの事情で、昼間子どもの保育ができない場合で、かつ同居の親族やその他の者が保育できないと認められる場合、保育所で乳幼児を保育します。ただし年末・年始は休所となります。	
サービス決定までの時間	原則的に毎月1日付の入所となり、受付は入所希望日の前月10日まで	
入所相談	野田市役所・当保育所で随時お受けしております。	
利用代金	保育料は、所得税や市民税などの額と児童年齢で異なります。午後6時以降の保育は、別途料金がかかります。具体的には、野田市役所へお問い合わせ下さい。また、保育料以外に保育所で集金させていただくものがあります。	
食事代金	保育料に含まれますが、3歳以上児のみ主食費が必要となります。	
苦情対応	窓口設置	①尾崎保育所苦情受付担当者；主任保育士 〃　　苦情解決責任者；保育所長 ②指定管理者；(株)日本保育サービス運営本部 ③野田市；児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	野田市；福祉施設サービス苦情相談員　4名 指定管理者；第三者委員　2名

３ 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 （理念・基本方針）	【運営理念】 **①安全＆安心を第一に** 室内整備はもちろん、健康管理や衛生管理などハード・ソフト両面にわたり万全の安全対策を講じます。 **②お子様にとっていつまでも思い出に残る保育を** 保育所はお子様が一日の大半を過ごす場所です。お子様が一日楽しく過ごせるよう様々な保育プログラムを用意し、卒園後も心に残る想い出がたくさん作れるような保育を目指します。 **③利用者（お子様・保護者ともに）のニーズに合った保育サービスを提供** 子育てと仕事との両立を図る保護者のための延長保育や休日保育を行い、子育て中の保護者をサポートするサービスを提供しています。また、地域に開けた保育所を目指し、地域子育て支援や育児相談なども積極的に行います。 **④職員が楽しく働けること** 当社では、職員が楽しく働くことをモットーにしています。職員自身が楽しく仕事をしてこそ、心から自然と、お子様と保護者に接することができ、「保育の質の向上」につながると考えています。今後も職員が健康で楽しめる環境づくりを説教的に取り組んでいきます。 **【園目標】** ・元気で優しい子 ・自分で考えながら行動できる子★ ・心豊かで行動力がある子 （★印は今年度特にちからを入れている目標です） **【保育の特徴】** ・五感を育てる保育 ・生きる力をはぐくむ保育 ・主体的な生活による保育 ・異年齢保育 ・延長保育・休日保育
特　　徴	①住宅地ではありますが、近くに工業団地があります。田畑や木々は多いものの、公共の遊び場は少ないですが、園庭遊びや地域の小学校・ボーイスカウト広場など広々とした安全な場所を提供していただき、体を十分に使った遊びが充実しています。 ②保護者の勤務体系に応じ、近隣の保育所に通うお子様も含め、休日保育を行っています。
利用（希望）者へのＰＲ	・遊びや生活の中で、様々なプログラム（英語・体操・リトミック・幼児教室・クッキング等）や行事を通して、感受性や好奇心を育み、子どもの「自ら伸びる力」、また、生涯にわたる基礎となる「後伸びする力」を育てる保育を目指します。 ・戸外遊びを十分に楽しみ、四季や自然の力を体感させ、視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚の五感で感じる保育の充実を図り、お子様一人一人の発達に応じた保育を行います。 ・月～土曜日は7：00～20：00まで開園し、延長保育では補食・夕食を提供しています。また、日曜日・祝日は近隣の保育所に通うお子様（保護者就労の場合）をお預かりし、休日保育を行っています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1，昨年度「さらに取組が望まれるところ」への積極的対応がされています。

昨年度の第三者評価で、「さらに取組が望まれるところ」に対して、園内研修など全職員が積極的に取り組み保育環境充実に向けて、子どもが主体的に活動できる場を検討設置するなどの効果が確認できたことは高く評価できます。

2，食育への取り組みが、子どもの成長の促進へ貢献しています。

保育所の畑で自ら育てた野菜等を活用したクッキングによる自然の恵みや調理する人への感謝する気持ちを育てる配慮が、調理員との協調がはかられて実施されています。

食べる環境も、テラスの活用や他のクラスとの合同会食など雰囲気を変えて、食事の楽しさを味わえる工夫もされています。

3，特別な配慮を必要とする子どもも他の子どもたちと一緒に成長する配慮がされています。

特別な配慮を必要とする子どもに対しては、保護者との定期的な情報交換が行われ、運営本部の発達支援員や嘱託医、市役所、保健センター、ことばの相談室などとも連携がとられて、個別指導計画を作成し適切に見守られています。

また、他の子どもたちと一緒に生活することで、助け合う心が育まれるように配慮されており、一緒に成長できるようにされています。

4，近くを通過した竜巻に対して職員全員で対策が検討されています。

保育所近くで大きな被害を出した竜巻に対して、職員全員で今後の対策を協議し、ガラスへの飛散防止シートの貼付や窓へのロールスクリーン設置などが考えられています。

今回の経験をもとに、竜巻来襲時の子どもの安全確保策についても、保育室内での唯一の避難場所である物入れの活用等具体的な対応策も検討されています。

5，老朽化設備の改修が積極的に行われています。

昨年度の耐震診断結果より、補強により耐震確保可能との診断結果を受け、老朽化した設備について順次改修が進められており、今年度はトイレ、一部保育室の床、外周フェンスの改修が行われ、保育環境の改善が進められています。

さらに取り組みが望まれるところ

1，保育目標等の整理調整により具体的保育目標を前面に出されることが望まれます。

指定管理のため、野田市の保育目標、指定管理者運営本部の理念・目標、保育所独自の目標と、目標が羅列され、保護者からは分かり難い状況になっているため、関係箇所の理念や目標を織り込んだ保育所独自の目標を前面に出して、保育所独自の保育を展開されるよう期待します。

2，独自マニュアルに更に具体的行動を織り込み現場での活用が望まれます。

保育現場の経験から保育所独自のマニュアルが作られているが、表現が具体性に欠ける部分も見られるので、より具体的行動に結びつく表現に見直し、経験が正しく引き継がれていくことが望まれます。

3，保育士の力が子どもに傾注できる環境の対応が望まれます。

自然に恵まれた環境や老朽化した設備、さらには非常勤職員割合の高さなどから、常勤保育士への事務業務等の負担が大きくなっているように見受けられます。保育士が子どもに力を注げるように、保育士の負担軽減策の検討が望まれます。

（評価を受けて、受審事業者の取組み）

毎年、「更に取り組みが望まれるところ」としてご指摘頂いた内容については職員間で話し合い、積極的に改善に取り組んできました。しかし、保育は「これで良い」という事はなく、評価を受ける度に改善点が見えてきます。建物の老朽化については、ずっと付いて回ることなので、市や本部と常に連携をとりながら積極的に進め、保育面については、これまで以上にひとり一人の子どもを大切に考え、技術を磨き、保育所全体の向上を図る為、努力していきたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果								
大項目		中項目		小項目	項目		標準項目	
							■実施数	□未実施数
Ⅰ	福祉サービスの基本方針と組織運営	1	理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1	理念や基本方針が明文化されている。	3	
				理念・基本方針の周知	2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
					3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2	計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
				計画の適正な策定	5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3	管理者の責任とリーダーシッ	管理者のリーダーシップ	6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4	人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
					8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
				職員の就業への配慮	9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
				職員の質の向上への体制整備	10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施	1	利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
					12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
				利用者満足の向上	13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
				利用者意見の表明	14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2	保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
				提供する保育の標準化	16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3	保育の開始・継続	保育の適切な開始	17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
					18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4	子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
					20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
					21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
					22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	
					23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
					24	特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
					25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
					26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
				子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
					28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
				食育の推進	29	食育の推進に努めている。	5	
		5	安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
				事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
				災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
		6	地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
計							129	0

項目別評価コメント

（利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい）　　標準項目　■整備や実行が記録等で確認できる。　□確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■　理念・方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に明記されている。 ■　理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■　理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
（評価コメント） ・ 本保育所は野田市立であり、(株)日本保育サービス事業本部（以下“運営本部”と記す）が指定管理者として日常の運営管理を行っています。 ・ 理念・方針は、施設設置者である野田市の「保育目標」と運営本部の「運営理念」「保育理念」「運営方針」があるが、これらは入所のしおりや運営本部の業務マニュアル等に明記されています。 ・ 記された運営理念・保育目標・運営方針から目指す方向等を読み取ることができ、その内容には保育所保育指針（平成20年告示)主旨が盛り込まれています。 ・ 尾崎保育所として「元気で優しい子」「自分で考えながら行動できる子」「心豊かで行動力のある子」と言う目標をかかげ、目標の中から年度に力を入れて取り組む目標を選定しています。今年度は「自分で考えながら行動できる子」を中心に取り組まれています。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■　理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■　理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■　理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
（評価コメント） ・ 野田市保育目標等と運営本部の運営理念は、保育所廊下や各保育室に掲示され、職員は日常保育の中で確認できるよう配慮されいます。 ・ 職員会議や昼礼、新入社員の園内研修等で取り上げ共有化がはかられています。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■　契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■　理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしてい ■ る。 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝
（評価コメント） ・ 入所説明会（年度当初、途中入所）や継続する保護者には、年度当初に配布される保育所独自に工夫作成された“入所のしおり”に野田市保育目標と運営本部の運営理念等が記載され、説明されています。 ・ 保護者会や運営協議会では、理念や方針の具体的実践についても話し合いが持たれています。 ・ 日常の具体的実践内容は、“園だより”や“ほけんたより”等の各種たより、連絡帳等により保護者に伝えられています。 ・ 理念や目標が羅列され保護者から分かり難い状況になっています。尾崎保育所の目標を前面に出し、特色のある保育を保護者にも理解いただく努力が望まれます。		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	■　事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■　理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■　事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■　現状の反省から重要課題が明確にされている
（評価コメント） ・ 本保育所の各年度日常管理運営事業計画は年度前に野田市へ提出し承認されています。 ・ この事業計画には、現状の管理運営や保育環境に変化等の分析から年度目標が明確に記載されています。 ・ 事業計画の実施状況は、年2回開催される運営協議会に報告され論議されています。		

5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■　各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■　年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■　方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
（評価コメント） ・ 管理運営の基本方針については、月2回開催される運営本部の園長会議で討議決定され、保育所に持ち帰り職員会議や昼礼等で保育所の実態に合わせて具体的展開を話し合って決めています。 ・ 月1回はパート職の昼礼を行い重要課題や方針について話し合い周知徹底がはかられています。 ・ 必要に応じてリーダー会議や所長・主任が参加したクラス内話し合い等を開催し、職員の提案や意見を把握しています。		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	■　理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■　職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■　研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■　職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■　評価が公平に出来るように工夫をしている。
（評価コメント） ・ 保育所の実態に合わせた独自の業務マニュアルを作成させ、職員全員に配布し徹底がはかられています。新転入職員には具体的に説明する機会が早期に設定されています。 ・ 毎月実施されている園内研修に事例検討が取り入れられており、保育実態に合わせ意見交換し、子どもや保護者に対して保育所として統一した対応になるよう指導されています。 ・ 全職員が階層別研修に参加できるよう配慮されています。研修レポートの職員回覧や園内研修への反映などにより全職員のレベルアップにつなげられています。 ・ 定期的な面談や随時の職員個々との話し合いで悩み相談ができるよう配慮されています。また、新入職員には頻繁に声掛けがされ、不安や悩み、分からない事の早期解消に努められています。		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	■　法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■　従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■　プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
（評価コメント） ・ 運営本部の「就業規則」「個人情報管理規定」「保育園業務マニュアル」には職員が守るべき倫理について明記されており、職員全員に配布されています。 ・ (株)日本保育サービスとしてコンプライランス委員会が設けられています。 ・ 階層別研修の中で各階層の守るべき倫理について研修がされています。		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われているている。	■　人材育成方針が明文化されている。 ■　職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■　評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■　評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
（評価コメント） ・ 人材育成方針等は保育園業務マニュアルに掲載され運営本部が他園と一括管理し、階層別研修受講等の徹底がはかられています。 ・ 業務分担表が作成され、各職員の職務内容が明確にされています。 ・ 評価基準や評価方法は明確になっており、年3回自己評価をもとに一次査定を保育所長が行い、再評価をエリアマネージャーと運営本部が行うことにより平等性と客観性が確保されています。 ・ 賃金規則に等級と号奉で給与基準額を示した給与テーブルが作成され、賃金の明確化がはかられまし ・ た。 評価結果は、評価後個別面談でフィードバックされています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■　担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■　職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■　職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■　育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
（評価コメント） ・ 職員のタイムカード・残業簿などの勤怠データを集約し運営本部へ報告するとともに、所長が職員個々の出勤日数・公休日数・有給休暇・残業時間数を確認しています。 ・ 勤怠データは、運営本部で一括管理しており、課題には園長・エリアマネージャー、運営本部が協議し、改善計画を立てるシステムとなっています。 ・ 定期的な個別面談・健康診断・メンタルヘルス等の制度により、職員の健康やストレスチェックも組織的に行われ、チューター(相談員)制度や産業医個別面談等の対策もとられています。 ・ 職場親睦会への補助制度や運営本部としての福利厚生事業（フィットネスクラブ、会員制リゾート遊園地ホテル、引越業者割引等々）、社内大運動会など実施されています。 ・ 職員の一部から気軽に相談できない雰囲気がある、希望日に休暇が取り難い等の意見もあり、更に職員への配慮が望まれる。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■　中長期の人材育成計画がある。 ■　職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■　研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■　個別育成計画・目標を明確にしている。 ■　OJTの仕組みを明確にしている。
（評価コメント） ・ 基本的な人材育成計画や能力基準等は運営本部として作成し、研修の履修管理もされています。 ・ 職員が「年間個別研修計画表」に達成目標を記入し所長ヒアリングで指導を受け計画を作成しています。受講後は上下半期ごとに反省と感想を計画表に記入して所長の指導を受けて、次期研修へ反映するシステムが確立されています。 ・ 保育士の質の向上のため、階層別研修には正社員全員が受講できるよう配慮がされています。 ・ 研修参加者は研修レポートを作成し、共通理解を深めるために全職員へ回覧されています。 ・ 保育経験の浅い職員は、複数担任クラスに配置し、所長・主任・ベテラン保育士が指導する体制がとられて、OJTが行われ効果を発揮できているが、OJTの仕組みとして明確にされることが望まれます。		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■　法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■　日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■　職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■　虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) ・ 新入職員には尾崎保育所マニュアルファイルに基づき子どもの権利・養護についても研修が実施されています。 ・ 虐待については、園長が講師となって園内研修を行い、話し合いや振り返りが行われています。 ・ 虐待が疑われる場合は、市役所児童家庭課へ報告し、指導を受けながら共同で対応する体制が整えられています。 ・ 子どもへの言動がエスカレートしないように、複数の職員が協力して対応し、チェックできるよう配慮されています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■　個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■　個人情報の利用目的を明示している。 ■　利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■　職員(実習生、ボランテイア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) ・ 個人情報保護は運営本部の個人情報管理マニュアルで定められ、方針は入所のしおりに記載され、玄関や職員室等に掲示されています。また、プライバシーポリシーとして運営本部ホームページに掲載されています。 ・ 個人情報利用目的と記録開示は、入所のしおりに掲載され、入所説明会で説明されています。 ・ 実習生やボランティアの受入時には、研修を行い誓約書が提出されています。 ・ 園児の写真をホームページ掲載や展示する場合は、保護者了解が得られています。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■　利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■　把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■　利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■　利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) ・ 利用者満足を把握する仕組みとしては、保護者参加行事毎のアンケートがあり、今年度も「保育参加」「夕涼み会」などの行事で実施されていました。アンケートの集約結果や改善策実施状況は運営協議会や保護者会で報告されています。 ・ クラス懇談会(年2回)や個人面談(年2回)では、保護者の悩みや相談等を聞く機会が設定され、記録されています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	■　保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■　相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■　相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■　保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) ・ 苦情受付担当者や苦情解決責任者は、入所のしおりに記載され、入所説明会で説明され、保育所内にも掲示されています。また、玄関には意見箱を設置しています。 ・ 苦情等の対応経過は、クレーム受理票に記録され、市役所へは月例報告書に記載し報告されています。 ・ 出された苦情は、運営本部、エリアマネージャー、職員で共有し、対応策を検討し、改善策は苦情申出人に説明されています。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	■　保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■　保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■　自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
（評価コメント） ・ 保育日誌、週案、月間指導計画、年間指導計画には、評価・反省欄が設けられ、自らの保育を振り返り評価・反省し、次に生かしていけるような仕組みで、PDCAが継続的にまわるよう配慮されています。 ・ 第三者評価結果は公表システム、ホームページ、玄関掲示等で公表されています。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■　業務の基本や手順が明確になっている。 ■　分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■　マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■　マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
（評価コメント） ・ 業務の基本は、保育園業務マニュアルに収録され明確になっています。 ・ 保育園業務マニュアルは、毎年度末に改善変更の検討がされ、変更箇所一覧が各園に配布されていま ・ す。 保育所の実態に合わせた業務マニュアルが、職員参加で独自に作成され、各自にファイリングされたり、保育室に掲示するなど日常業務に活用されています。ただし、具体性に欠ける表現が見られるので、更に具体的表現への見直しが望まれます。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	■　問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■　問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
（評価コメント） ・ ホームページに保育園の概要を公表しており、問い合わせや見学には随時対応されています。 ・ 市報に掲載される月2回の園庭開放時でも問い合わせや見学に対応しています。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■　保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■　説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■　説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■　保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
（評価コメント） ・ 保育の開始にあたっては随時入所説明を行い（4月入所は全体説明会）入所のしおりに基づいて保育内容等について保護者に説明し、同意を得るようにされています。また担任との面談では保護者の意向を確認し面談記録に記載されています。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	■　保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■　子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■　施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
（評価コメント） ・ 年度当初の職員会議において保育所の地域性、特性を確認し保育理念、基本保育目標を踏まて保育課程が作成されています。 ・ 保育課程の発達過程に一部年齢の発達過程にそぐわない表現も見受けられますので、各担当者が再確認することが望まれます。		

20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■　保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■　3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■　発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■　ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■　指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
（評価コメント） ・ 保育課程に基づき年間指導計画、月案、週案が作成されています。 ・ 3歳未満児、障害児等個別に配慮を要する子どもについては個別計画が作成されています。 ・ 25年度の重点目標である「自分で考えながら行動できる子」に向けて環境構成に園内研修で取り組むなど保育の質を高める努力をされています。 ・ クラス会議を設け月の保育の振り返りを行いPDCAを実行し保育の改善に取り組まれています。 ・ ねらいを達成するために担任が工夫をこらしコーナーづくりをするなど環境構成に取り組まれています。ただ、クラスにより温度差が見受けられました。職員間で共通理解を持ち取り組まれることを望みます。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	■　子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■　子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■　好きな遊びができる場所が用意されている。 ■　子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■　保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
（評価コメント） ・ 子どもがサインペン、画用紙、ハサミなどの素材や用具が自由に取り出して遊べるように工夫されていま ・ す。 発達段階に応じた玩具や遊具が用意されており、テーブルごとに設定された遊具で好きな遊びに取り組 ・ んでいる様子が見られました。 保育室に可動式の囲いを用意し必要に応じて配置することで落ち着いて遊べるスペースが確保されてい ・ ます。 砂場のそばにはシャベルや型抜きなどの玩具が種類別に置かれており子どもがすぐに取り出して遊べるように配慮されています。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	■　子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■　散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■　地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■　季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
（評価コメント） ・ 花や実を使い色水遊びやままごと遊びが楽しめるように所庭にはたくさんの花々が植えられています。またカメ、メダカなどの小動物を飼育し子どもの知的興味や関心を育てる働きかけがされています。 ・ 散歩では地域の小学校、自治会長宅まで出掛け交流を深めたり、未満児は小道を歩いて草花に触れたりする機会がつくられています。 ・ 地域の小中学生や高齢者の方との様々な交流の機会を設け子どもが多様な人々とのかかわりを持つことが出来るように取り組まれています。 ・ 5歳児はバス遠足で自然博物館に出掛け公共の場でのルールを守って行動することなど社会体験を取り入れられています。		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■　子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■　けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■　順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■　子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 異年齢の子どもの交流が行われている。

（評価コメント）
- 25年度は「自分で考えて行動できる子」を重点目標に取り上げ園内研修で適切な言葉がけや援助の方法を事例を参考に討議し保育スキルを高める努力をされています。
- 異年齢交流に積極的に取り組まれています。1歳～5歳児までが各年齢に応じた作業をしながら実体験を伴うクッキング保育を経験したことは、子どもの心にたくさんの刺激と気づきを与え五感を豊かにする活動になっています。
- 異年齢交流計画が作成され大きい子が小さい子の手をつないで散歩に出掛けたり、自然なかかわりの中で思いやりの気持ちを育てたりお互いに刺激しあう機会を積極的につくられています。

24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	■　子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■　個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■　個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■　障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■　必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■　保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。

（評価コメント）
- 4歳児、5歳児に加配が必要な子が2名、他に個別にフォローを必要とする子が数名在籍していますが、定期的に専門職の巡回相談が実施されておりまた各専門機関との連携を持ちきめ細やかな指導が行われています。
- 保護者、担任、所長との話し合いを定期的に実施し同じ方向性で保育が進められるように努めています。また、職員会議では個別ケースについて保育するうえでの留意点が伝えられ職員が共通理解をもち保育にあたられています。
- 支援を必要とする子どもとクラスの子どもとの関わりではお互いを認め合えるような働きかけを職員間で意識的に行うようにされています。

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	■　引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■　担当職員の研修が行われている。 ■　子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。

（評価コメント）
- 長時間保育日誌に連絡事項を記入し引き継ぎは書面で確実に行われています。
- 朝晩とも常時同じ職員が担当することで子ども、保護者に安心感を与えています。
- 長時間担当職員も園内研修に参加し全職員が同じ姿勢で保育にあたる努力をされています。

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■　一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■　保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■　就学にに向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。

（評価コメント）
- 日々の送迎の際に保護者と子どもの様子について情報交換を行うとともに個人面談、保育参加、保育参観等を通じて連携をとり保育が行われています。
- 保護者からの相談が寄せられた場合には担任、必要に応じて園長も入りケースにあわせた対応がとられています。
- 日常業務が多忙により保育士が忙しそうにしている姿を見て話づらいと感じられる保護者もいます。各職員が意識して対応されることを希望します。
- 幼保小連絡協議会は年2回開催され就学に向けての意見交換を行い連携をとりながら進められています。また、小学1，2年生との交流会が実施され子どもと職員の交流も行われています。
- 保育所児童保育要録も保護者の了解のもと小学校に送付されています。

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。。	■　子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■　保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 　子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。

（評価コメント）
- 保健計画が作成されており、計画に基づいて発育測定、内科検診、歯科検診等が実施され子どもの健康状態等が記録されています。
- 日々の健康状態については、保護者からの情報をもとに保育所でも健康観察を行いサーベランス、看護日誌に記録されています。
- 医師の指示書により与薬をしています。何重ものチェックを行い誤薬がおきないように最善の注意を払って行われていますが職員に負担が大きいこともあり、看護職等の常勤態勢が望ましいと思われます。
- 子どもの心身の状態を観察し不適切な状態が伺われた場合には市役所保育課の相談員と連携をとりフォローする体制がとられています。

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■　保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■　感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■　子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。

（評価コメント）
- 急な発熱など体調不良が発生した場合は事務所で様子を観察後必要に応じて保護者に連絡を入れるなどの対応がとられています。
- ケガや事故が発生した場合の対応も保育園業務マニュアルにそって適切な対応がとられています。
- 感染症対応については野田市の感染症対応マニュアル、保育所独自のマニュアルが周知徹底されています。
- 感染症が発生した場合には玄関前のボードに発生状況を掲示し保護者にお知らせすることで注意が促されています。
- 下痢、嘔吐が3名出た場合には市役所保育課，保健所に連絡する態勢が整備されています。
- 衛生物品、救急箱、救急セットを看護師が毎月点検し必要に応じて職員がすぐ使用できるように管理されています。

29	食育の推進に努めている。	■　食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■　子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■　体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■　食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■　残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。

(評価コメント)
- 「色々な食材にふれて楽しく食べよう」を目標に食育計画が作成され保育計画の中に位置づけられています。
- 調理員と担任が毎月会議を持ち子どもが育てた野菜などを料理して給食やおやつで食べたり、調理員が参加してクッキング保育を実施し子どもの五感を刺激する実体験となり子どもが食に関心を持つ工夫がされています。
- 天気の良い日はテラスで食事するなど様々な食事スタイルを工夫し、子どもが楽しく食事が出来るように配慮がされています。
- 個人差や食欲に応じて摂取できるように量を前もって減らしたり，全量食べた満足感が得られるように配慮されています。
- 食物アレルギー児の対応については主治医の指示のもときめ細かい配慮がされています。

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■　施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■　子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■　室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

(評価コメント)
- 衛生管理マニュアルにそって温度、湿度の測定をし室内が適切な環境になるように努められています。また清掃、消毒についてはチェック表で管理し適正に実施されています。
- 食事前はアルコール消毒するなど手洗い、うがいなど衛生管理に努められています。
- 建物の構造上室内に園庭から砂が入り込む状態にあるためその対策が望まれます。

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■　事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■　事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■　設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■　危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。

(評価コメント)
- 事故発生時における対応については業務マニュアルに記載され組織内の対応手順が確立され職員に周知されています。
- 不審者等の対応訓練を2か月に1回実施し緊急時における対応が職員に周知されています。
- リスクマネージメントの研修を受け子どもの安全を脅かすヒヤリハットを共有し、原因を分析し対応策を検討し、改善をすることで職員の気づきを促し事故の予防に努められています。
- 毎朝職員が園庭遊具の点検を行うとともに設備や遊具等を毎月安全チェック表により点検を行い安全確保、事故防止に努められています。
- 立地条件による子どもの飛び出し防止のために保護者への安全指導、市の市民生活課、警察に相談し看板を設置するなど危険回避の手立てを実行されています。

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■　地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■　定期的に避難訓練を実施している。 ■　避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■　立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■　利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
（評価コメント） ・ 災害時対応マニュアルを作成し役割分担が明確になされ全職員に周知されています。 ・ 定期的に避難訓練を実施し、消防署からの指導も受けられています。 ・ 第3避難場所となっている近隣の尾崎小学校と連携がとれる態勢になっており、いざという時のために保護者への引渡し訓練も実施されています。 ・ 緊急時連絡用携帯電話、災害優先電話を設置し、子ども、職員の安否確認方法がきめられ周知されています。 ・ 竜巻や突風対策のため飛散防止フィルム、ロールスクリーンの設置が予定されています。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■　地域の子育てニーズを把握している。 ■　子育て家庭への保育所機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。 ■　子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■　地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■　子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
（評価コメント） ・ 子育て家庭の交流の場として月2回園庭開放を実施し、遊び場の提供や育児相談を行い地域の子育て家庭への育児支援が行われています。 ・ 2か月に1回ピヨピヨ通信を発行し子育て支援に関する情報提供が行われています。 ・ 年3回地域の敬老会の方を招待し高齢者と子どもの交流を深めたり、夕涼み会や芋ほりに地域の方に声をかけ子どもと一緒に行事に参加してもらい交流を深める機会がつくられています。		